PGIM ジャパン株式会社

「PRU海外債券マーケット・パフォーマー」 信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび追加型証券投資信託「PRU海外債券マーケット・パフォーマー」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり、信託終了(繰上償還)に関する手続きを実施させていただきたく、お知らせいたします。

信託終了(繰上償還)の手続きは、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および投資信託約款の規定にしたがい、異議申立の受付を行います。

なお、当ファンドの信託終了(繰上償還)にご異議のない場合は、必要なお手続きはございませ<u>ん。</u>

敬具

記

1. 信託終了(繰上償還)予定日

2022年2月14日

2. 信託終了(繰上償還)の理由

当ファンドは、主としてPRU海外債券マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本)の動きに追随する投資成果を目標として運用を行って参りました。しかしながら、近年は残高の逓減が続いており、マザーファンドにおけるインデックス運用を行う銘柄数への分散投資の確保が難しく、運用の基本方針に沿った運用をご提供するための十分な資産規模の維持が困難になっております。また、当該状況が今後改善する可能性は極めて低いと考えております。これらの状況を総合的に勘案し、運用を継続するよりも信託を終了することが受益者の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

3. 信託終了(繰上償還)の手続きおよび日程

当ファンドの信託終了(繰上償還)について、ご異議のある受益者(公告日時点の当ファンドの受益者であり、2021年10月29日までに取得申込の受付が完了された方が対象となります。)は、当社に対し、書面により異議を申立てることができます。

① 公告日(日本経済新聞) 2021年11月2日

② 異議申立期間 2021年11月2日から2021年12月3日まで

③ 信託終了(繰上償還)の可否決定 2021年12月6日

④ 買取請求期間 2021年12月10日から2021年12月29日まで

⑤ 取得申込・解約請求の最終受付日 2022年2月7日 (販売会社により異なる場合があります。)

⑥ 信託終了日 (予定) 2022年2月14日

異議申立をされた受益者の受益権口数が、公告日時点における当ファンドの受益権総口数の 2 分の1を超えない場合は、信託終了(繰上償還)が決定いたします。

異議申立をされた受益者の受益権口数が、公告日時点の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還は行いません。この場合、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞へ公告いたします。

4. 異議申立について

当ファンドの信託終了(繰上償還)について、 ご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

ご異議のある受益者の方は、異議申立期間中(2021年11月2日から2021年12月3日まで(弊社必着))に、以下の内容を書面にご記入の上、下記宛先にご郵送ください。

<ご記入いただく事項>

- ① ご記入日
- ② ファンド名
- ③ ご住所、お名前、ご連絡先の電話番号
- ④ 取扱販売会社名、取引店名、口座番号
- ⑤ 保有する受益権口数 (2021年11月2日時点)
- ⑥ 異議を申立てる旨

<宛先>

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-13-10 プルデンシャルタワー PGIM ジャパン株式会社 異議申立受付係

<留意事項>

※当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座 をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社名、取引店名、口座番号をご記入ください。

※口座番号、受益権口数がご不明な場合は、取扱販売会社へお問い合わせください。

※ご記入いただいた書面の内容に不備がある場合、異議申立の受付ができない場合があります。

※異議申立書面に記載された受益者の方の個人情報は、当ファンドの信託終了(繰上償還)に 係る異議申立および買取請求に関する手続きのみを利用目的とし、弊社、販売会社、受託会 社の間でその情報を共有致します。

5. 買取請求について

信託終了(繰上償還)が決定した場合、異議申立をされた受益者は、買取請求受付期間中 (2021年12月10日から2021年12月29日まで)に、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求することができます。

買取請求をご選択される場合は以下の各項目につき、ご留意ください。

<手続きの流れ>

- ① 異議申立をされた受益者宛に、委託会社から「買取請求のご案内」を発送
- ② 買取請求必要書類のご記入
- ③ 買取請求必要書類を販売会社および受託会社へご提出
- ④ 受託会社での買取請求必要書類の受理
- ⑤ 当ファンドの信託財産による買取の実行

<留意事項>

- ※買取請求をされるか否かは、異議申立をされた受益者の任意です。異議申立をされた受益者 が、必ず買取請求をしなければならないということではありません。
- ※異議を申立てたか否かにかかわらず、販売会社において通常どおり解約請求を受け付けております。
- ※前述の買取請求は、信託終了(繰上償還)に対し異議申立をされた受益者が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。
- ※買取は、受託会社が買取請求を受付けた日(受理日)の翌営業日の解約価額をもって行われます。なお、買取請求必要書類を販売会社の取扱部支店へご提出された日と受託会社が受理する日は異なる場合があります。
- ※個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税 されます。(税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。詳し くは最寄りの税務署にご確認ください。)
- ※買取代金のお支払いに際し発生する振込手数料および買取計算書送付費用等は、買取代金より差引かせていただきます。
- ※買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性がありますので予めご了承ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

PGIM ジャパン株式会社 PRU ホットライン

電話番号 03-6832-7111 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時まで)